

# くらしの相談所



【問合せ先】市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎28-9110）

## 相談が急増しています！ 健康食品などの定期購入トラブル

### 【事例】

テレビで、健康食品が「初回お試し価格500円」という宣伝を見て、一度限りと思って注文し、商品が届いた。しばらくすると再び同じ商品が届き、代金4000円の請求書が入っていた。驚いて事業者に問い合わせると、「4回継続して購入しないと解約できません」と言われ、初めて定期購入と分かった。



### 【対策】

- ▼通信販売は、クーリングオフによる契約解除ができません。「初回●円」「お試し価格」などと表示されている場合は、解約や返品  
の条件、事業者の連絡先などを、注文する前に確認しましょう
- ▼事業者に連絡した場合は、電話やメールなどのやり取りの記録を残しておきましょう
- ▼不安なことや不審なことがあったら、警察や消費生活センターに相談してください

## 市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと・困りごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間=祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前9時～午後4時（時間に余裕を持ってご相談ください）

## 司法書士による無料消費生活相談 要予約

とき=6月3日⑩13:30～16:30

ところ=消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先=消費生活センター（☎28-9110）

